

公益財団法人新潟市産業振興財団常勤理事の報酬等に関する規程

(平成24年規程第1号)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟市産業振興財団（以下「財団」という。）定款第32条第2項の規定に基づき、常勤理事の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 常勤理事とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 報酬等とは、公益法人認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 財団は、常勤理事の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤理事の報酬は、年額とし、別表第1に定める限度額の範囲で、理事会の承認を得て理事長が定めるものとする。

3 報酬は、年間報酬額を12で除して得た額を月額として支給する。1円未満の端数は、最終の月に支給する報酬において補正する。

4 常勤理事には、賞与及び退職手当を支給しない。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第4条 報酬等の支給日及び支給方法は、財団職員の例による。

(公表)

第5条 財団は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月21日から施行する。

別表第1（第3条関係） 常勤理事の年間報酬の限度額

常勤理事	240万円
------	-------